

承認指令書番号	4動薬第2159号
販売開始	2003年8月
再審査結果	1996年10月

貯法 室温保存

リンコマイシン系抗菌剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

リンコシン®水溶散

®登録商標

【本剤の説明又は製造方法】

本剤は、リンコマイシン系抗菌物質のリンコマイシン塩酸塩水和物を主成分とする、飲水添加剤である。

リンコマイシン塩酸塩水和物は、蛋白合成阻害作用により、主としてグラム陽性菌、各種嫌気性菌、スピロヘータおよびマイコプラズマに強い抗菌力を有している。

【成分及び分量】

品名	リンコシン水溶散
有効成分	リンコマイシン塩酸塩水和物
含量	1g中400mg(力価)

【効能又は効果】

〔有効菌種〕

本剤感性のブラキスピラ ハイオディセンテリー
クロストリジウム パーフリンゲンス

〔適応症〕

豚: 豚赤痢

鶏: 壊死性腸炎

【用法及び用量】

1日体重1kg当たりリンコマイシンとして下記の量を飲水に均一に混じて5日間経口投与する。

豚: 10mg(力価)

鶏(産卵鶏を除く.): 2mg(力価)

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- 本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- 本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。
- 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。
- 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意: 本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物〔豚、鶏(産卵鶏を除く。)]について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

豚: 食用に供するためにと殺する前4日間

鶏(産卵鶏を除く.): 食用に供するためにと殺する前3日間

(取扱い及び廃棄に関する注意)

- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 開封後はできるだけ速やかに使用すること。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- 飲水等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないように注意すること。

(豚及び鶏に関する注意)

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(専門的事項)

1. 重要な基本的注意

- 本剤は、大腸菌に対しては抗菌力を持たないことから、大腸菌症発生のおそれがある場合は、別途、適切な薬剤を選択して使用すること。

2. 副作用

- 本剤の投与により、豚において、まれに一時的な軟便がみられるとの報告がある。

【包装】

80g、80g×6本

【製品情報お問い合わせ先】

物産アニマルヘルス株式会社

〒541-0053 大阪市中央区本町2-5-7

<https://www.bussan-ah.com>

製造販売元(輸入発売元)

物産アニマルヘルス株式会社

大阪市中央区本町2-5-7

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。